

「確保方策」の設定について

新制度では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」に対し、市や事業者による提供体制を「確保方策」として設定する必要があります。

本市における「確保方策」は、次の点に留意して案を設定しました。

■「教育・保育」の確保方策（案）について

- 各施設・事業の「利用定員（案）」を積み上げたものとした。
- 各施設・事業の「利用定員（案）」は、各事業者への調査及びヒアリングを踏まえて設定したものである（事業者の了承済）。
- 事業者から「新制度への移行（例：私立幼稚園や認可外保育施設の新制度移行）」や「事業形態の変更（例：保育所→認定こども園）」の要望があった場合は、現時点での実現性がはっきりしているものに限り「確保方策（案）」に盛り込むこととした。
- 上記のことから、「確保方策」＝「各施設・事業の利用定員」となる。
⇒「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定にあたっては、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない」こととされている（子ども・子育て支援法第31条第2項、第43条第3項）。

■「地域子ども・子育て支援事業」の確保方策（案）について

- 各事業者への調査及びヒアリングを踏まえて設定したものである。
- 事業によっては、基準を満たしているかどうかを区分しているものがある（社会福祉事業としての位置付けの有無等〔地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等〕）。
- 「市の事業計画に掲載する確保方策」には、基準を満たしているかどうかに関わらず全てを計上するが、「国県へ報告する確保方策」は基準を満たしているものに限って計上する。